

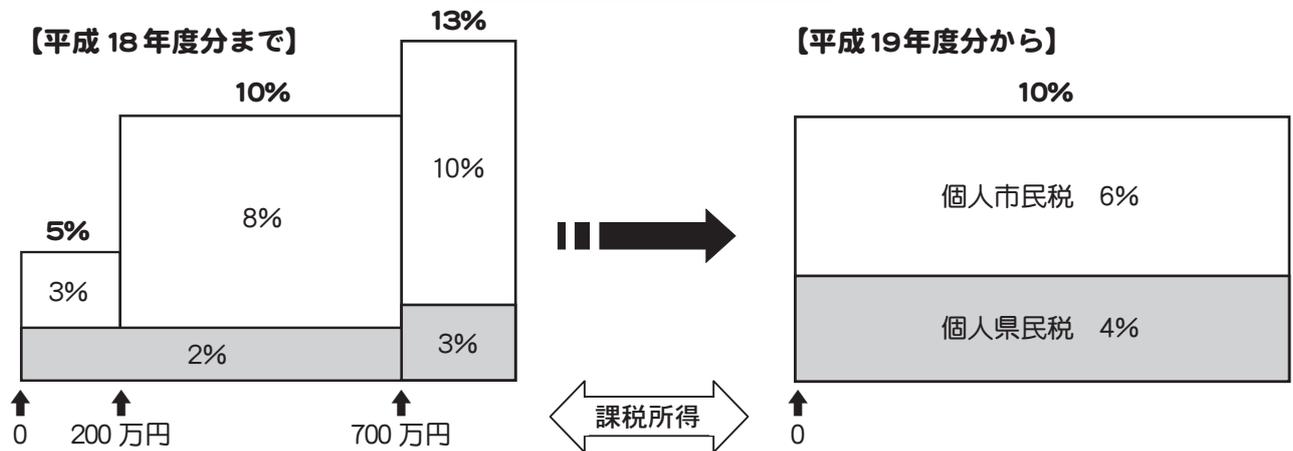
# 平成 19 年度から 税源移譲によって個人住民税が 大きく変わります

「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革。身近な行政サービスをより効率的に提供するため、国から地方へ「税源移譲」が行われることに伴い、平成 19 年度から皆さんに納めていただく個人住民税が大きく変わります。

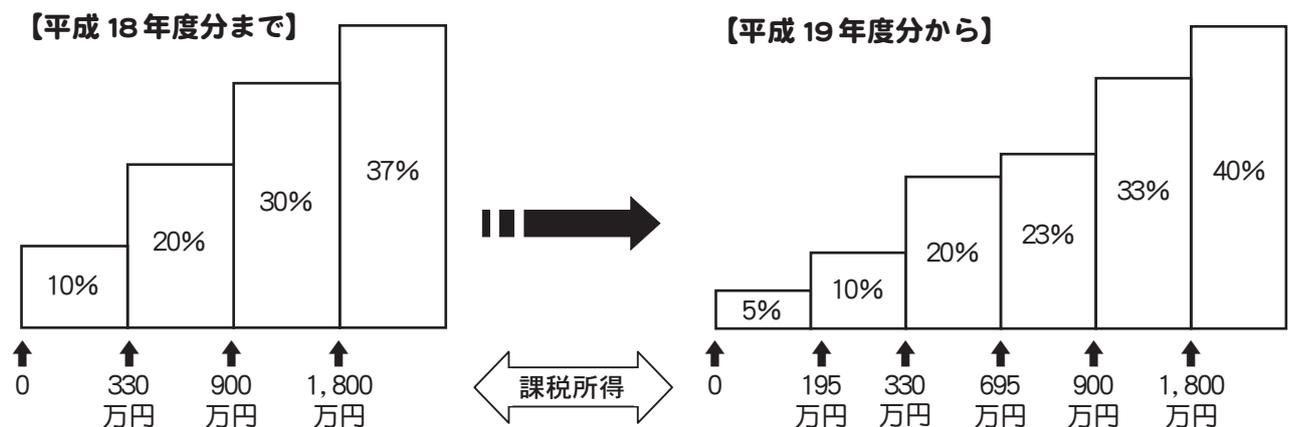
Q. どう変わるの？

A. 個人住民税の税率を 10% に統一し、所得税の税率構成が 4 段階から 6 段階に変わります。

## 住民税率の変更



## 所得税率の変更



※課税所得とは…

皆さんの給与や事業収入などは税法上「収入」と呼ばれるものです。「課税所得」とはこの「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。

個人住民税は、これに均等割 (4,800 円、うち 800 円は県民緑税) が加算されます。